

避難行動要支援者の避難確保に向けた個別避難計画の作成について

1 個別避難計画の作成について

- 個別避難計画は、災害発生時に、避難行動要支援者（要支援者）の方々に適切な避難支援ができるよう要支援者の状況や避難先、避難を支援する方などを記載したものです。
- この個別避難計画は、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、計画作成が、市町村の努力義務とされました。
- また、内閣府の指針により、危険な区域に住むなど優先度が高いと判断する要支援者については、法改正から概ね5年（令和7年度）までに計画を作成することとされています。

2 計画作成の課題及び県の取組みについて

- 県では、令和2年度から令和4年度まで、福祉関係者と連携し市町村における計画作成の支援を行いました。が、市町村が計画を作成する上で、「支援者の担い手不足」、「計画の実効性の確保」等の課題が見えてきました。
- こうした課題を踏まえ、今年度から、企業や団体に着目して新たな支援の担い手の確保を図るとともに、計画作成が進んでいない市町村の課題を可視化(構造化)し、実情を踏まえた対応策をまとめる取組みを行います。

【個別避難計画作成に係る今年度の県の取組み】

- ・ 新たな支援の担い手となる企業・団体の掘り起こし、市町村への紹介・連携支援
- ・ 市町村における計画作成の課題の可視化（構造化）・課題への対応策の検討・共有化 等

3 個別避難計画作成に向けた取組みについて（市町村依頼事項）

- 個別避難計画作成に向け、以下の点について取組みをお願いしたい。

- ①要支援者と新たな支援の担い手となりうる企業・団体とのマッチング
- ②県による課題の聞き取りへの協力、及び、課題への対応策の検討会等への参画

⇒優先度が高い要支援者の個別避難計画の作成推進